

「土砂災害防止法」とは

土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)とは土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)から国民の生命及び身体を守るために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限による住宅等の新規立地の抑制、危険区域内の住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもので、平成13年4月1日より施行されました。

なぜ新しい法律が必要となったのか

平成4～13年までの10ヶ年で、全国の土砂災害の平均発生件数は、平成9年から続く異常気象の影響等と相まって924件に達しています。平成13年は509件、全国44都道府県で土砂災害が発生しています。

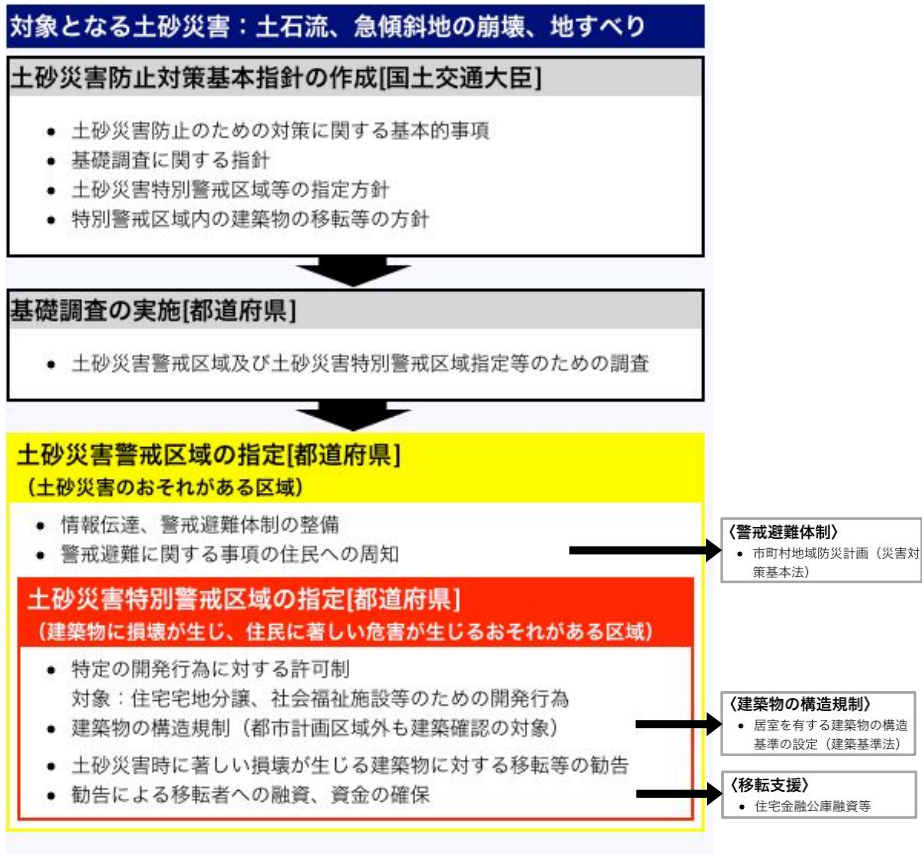
また、新たな宅地開発等に伴い、危険箇所は年々増加しています。その全ての危険箇所を対策工事によって安全にしていくには膨大な時間と費用が必要となります。

だからこそ、人命を守るためには土砂災害防止工事のハード対策と併せて、土砂災害の危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制、著しい損壊が生じるおそれのある建築物の移転等のソフト対策を充実させていくことが大切です。

基礎調査を実施して土砂災害のおそれのある区域を指定します



法律のスキーム



こんな場所が区域指定の対象となります



移転する方への支援措置

- 住宅金融公庫
特別警戒区域からの住宅の移転には住宅金融公庫融資(勧告による場合、優遇措置有)が受けられます。
- がけ地近接等危険住宅移転事業
構造基準に適合していない住宅(既存不適格住宅)を特別警戒区域から移転する場合、移転先住宅の取得費用等の一部が補助されます。

「土砂災害防止法」は、平成13年4月1日より施行されました。

月形町土砂災害ハザードマップ

土砂災害警戒情報とは!

～大雨により土砂災害の危険性が高まった場合に、市町村に対し気象台と都道府県が共同で発表する防災情報

- 市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うため。
- 住民の自主避難の判断の参考とするため。

土砂災害警戒情報が発表されたら

- 早めに避難を心がけましょう。
- 土砂災害の発生する恐れのある危険な箇所には近づかない。
- 広報車等の呼びかけに注意しましょう。

土砂災害警戒情報の発表基準

- 気象台の**降雨予測**が**警戒基準に達すると判断**された場合、土砂災害警戒情報を**市町村単位**で発表。

※警戒基準は過去の土砂災害発生履歴をもとに、道が市町村毎に設定。

がけ崩れの前兆

- がけから小石が落ち、音が見える。
- がけから水が滲み出す。



雨に注意

土砂災害の多くは雨が原因。雨雲に注意しましょう。



土石流の前兆

- 山鳴りやドーンという音がする。
- 川の水位が急に低くなる。



土砂災害の逃げ方

流れを背に逃げてもいい場合があります。

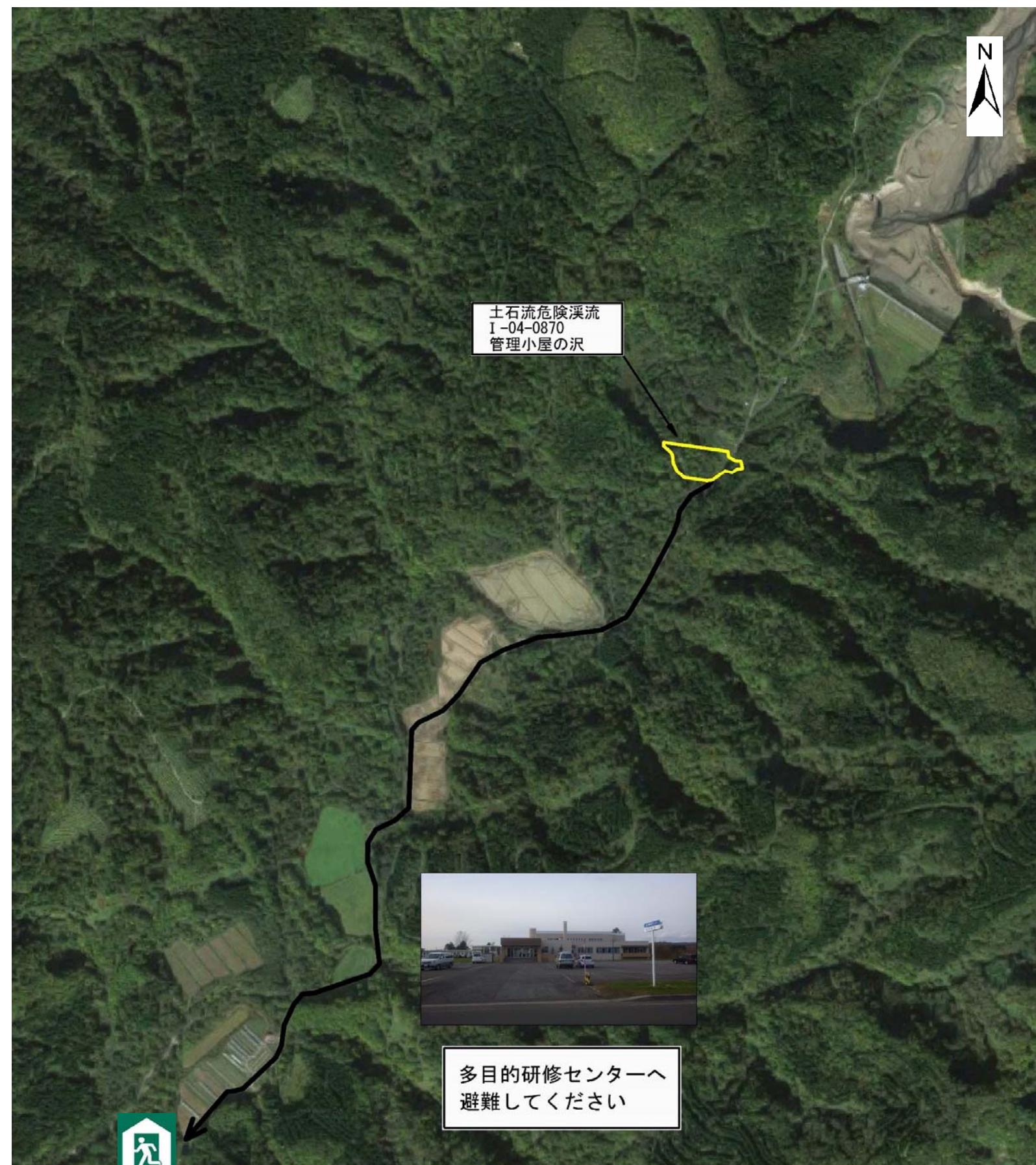


凡 例

→ ～避難経路

～土砂災害警戒区域 (急傾斜地・土石流)

～土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地・土石流)



土砂災害警戒区域とは?

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「土砂災害が発生した場合、建築物に破壊が生じ、住民の住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。

- ・露岩部(岩盤が露出している箇所)の緑化は、落石等による災害が発生する恐れがありますので、区域の有無に関わらず注意してください。
- ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる場合がありますので、気象情報や土砂災害警戒情報に注意して下さい。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺に斜面や溪流、避難場所などをよく確認しましょう。